

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2-23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成13年条約第10号）</p> <p>この改正議定書の実施に当たつては、次のことに留意する。</p> <p>① 一般附属書関係</p> <p>イ～タ（省略）</p> <p>②～④（省略）</p>	<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2-23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成13年条約第10号）</p> <p>この改正議定書の実施に当たつては、次のことに留意する。</p> <p>① 一般附属書関係</p> <p>イ～タ（同左）</p> <p>レ <u>一般附属書第10章標準規定10.10の規定を踏まえて、不作為についての異議申立てがあり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第50条第2項《不作為の決定その他の措置》に規定する申請に対するなんらかの行為をする場合、当該行為をする旨を適宜の様式により書面で異議申立て人に通知するものとする。</u></p> <p>ゾ <u>一般附属書第10章標準規定10.11の規定を踏まえて、不作為についての異議申立てがあり、行政不服審査法第50条第2項の規定により書面で不作為の理由を示す場合、当該書面に財務大臣に対し審査請求をすることができる旨を記載するものとする。</u></p> <p>②～④（同左）</p>